

平成21年10月7日

非常変災時の臨時休業措置について(抜粋)

「暴風警報」と「大雨警報」の両方、または「大雪警報」のいずれかが千葉県全域、千葉県北西部（印旛・東葛飾地区）に発令された場合について、次のとおりとする。

1. 午前7時までに警報が解除された場合は、平常授業とする。
2. 午前7時の時点で警報が解除されない場合は、待機する。
3. 午前10時までに警報が解除された場合は、第4限よりの授業とする。
(SHR11時30分開始)
4. 午前10時の時点で警報が解除されない場合は、臨時休校とする。

ただし、半日日程の日については、午前7時の時点で上記警報が発令されている場合は、臨時休校とする。

注意事項：

- (1) 登校する場合は、安全に十分注意すること。
- (2) 待機または臨時休業の場合は、いつでも連絡が取れるよう自宅にすること。
- (3) 非常変災について学校の指示がある場合は、それに従うこと。